

令和4年第2回市議会定例会議案概要

報告第1号

継続費繰越計算書について（財政課）

令和3年度白井市一般会計継続費繰越計算書について、下記事業の令和3年度の年割額の執行残額を令和4年度に繰り越したので報告するもの。

	事業名	翌年度繰越額
1	地方公務員の定年引上げに伴う新制度整備事業	55,000 円
2	土地評価替事業	1,400,300 円

報告第2号

継続費繰越計算書について（上下水道課）

令和3年度白井市水道事業会計継続費繰越計算書について、下記事業の令和3年度の年割額の執行残額を令和4年度に繰り越したので報告するもの。

	事業名	翌年度繰越額
1	白井市水道事業創設及び第一次拡張	251,781,526 円

報告第3号

繰越明許費繰越計算書について（財政課）

令和3年度白井市一般会計繰越明許費繰越計算書について、下記事業が令和3年度内に完了しなかったため、事業費を令和4年度に繰り越したので報告するもの。

	事業名	翌年度繰越額
1	住民記録システム改修事業（転出・転入手続のワンストップ化）	1,210,000 円
2	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	114,753,116 円
3	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	30,628,334 円
4	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付以外分）給付事業	30,199,804 円
5	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（拡大給付分）給付事業	16,261,934 円

6	新型コロナウイルス感染症対策に係る市民等支援に要する経費（出産育児応援給付金）	1,392,000 円
7	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業	4,776,000 円
8	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業	11,930,520 円
9	新型コロナウイルス感染症対策に要する経費（手数料、PCR検査委託料）	7,663,700 円
10	新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業に要する経費（PCR検査委託料、PCR検査委託料（65歳未満））	3,840,000 円
11	新型コロナウイルス感染症対策に係る市民等支援に要する経費（マタニティタクシー利用料助成）	200,000 円
12	工業団地アクセス道路整備事業（市道 00-136 号線道路改良工事）	179,736,000 円
13	市道維持修繕事業（道路ストック点検委託料）	3,333,000 円
14	市道維持修繕事業（道路修繕工事）	188,310,000 円
15	市道新設改良事業（道路改良工事（R3-4）市道 00-134 号線）	7,832,000 円
16	市道新設改良事業（市道 12-002 号線拡幅に伴う用地買収）	91,445,000 円
17	橋梁維持事業（橋梁修繕工事）	42,550,000 円
18	水路等維持改修事業（平塚水路実施設計委託）	30,820,000 円
19	公園施設環境整備事業（公園施設等改修工事）	25,148,000 円
20	宅地耐震化推進事業（大規模盛土造成地変動予測調査業務委託料）	3,200,000 円
21	学校等における感染症対策等支援事業	19,350,000 円
22	小学校施設改修等事業（改修工事施工監理委託、七次台小学校体育館改修工事）	154,960,000 円
23	中学校施設改修等事業（改修工事施工監理委託、七次台中学校校舎改修工事）	773,980,000 円
	合計	1,743,519,408 円

報告第4号

事故繰越し繰越計算書について（財政課）

令和3年度白井市一般会計事故繰越し繰越計算書について、下記事業が令和3年度内に完了しなかったため、事業費を令和4年度に繰り越したもので報告するもの。

	事業名	翌年度繰越額
1	放課後児童健全育成事業	1,270,500円
2	農業生産技術・経営改善支援事業	1,668,000円

議案第1号

固定資産評価審査委員会委員の選任について（収税課）

固定資産評価審査委員会委員である高橋響子氏の任期が令和4年7月5日で満了となるため、高橋響子氏を再任したいので議会の同意を求めるもの。

- (1) 住 所 船橋市
- (2) 生年月日 昭和54年1月30日

議案第2号

専決処分（白井市税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて（課税課）

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布、同年4月1日に施行されることに伴い、白井市税条例の一部を緊急に改正する必要が生じ、同年3月31日に専決処分したため、その承認を求めるもの。

■主な改正内容

- 固定資産税に係る登記所からの市町村への通知事項の拡大等に伴い、DV被害者等の住所の取扱いについて所要の措置を講じるもの。
- 固定資産税の課税標準の特例措置について、地方税法の参酌基準の見直しに伴い特例割合を変更するもの。
- 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%（現行：5%）とするもの。

■施行期日

令和4年4月1日

議案第 3 号

専決処分（白井市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて（課税課）

地方税法等の一部を改正する法律が令和 4 年 3 月 3 1 日に公布、同年 4 月 1 日に施行されることに伴い、白井市都市計画税条例の一部を緊急に改正する必要性が生じ、同年 3 月 3 1 日に専決処分したため、その承認を求めるもの。

■主な改正内容

固定資産税と同様に、土地に係る都市計画税の負担調整措置について、令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を 2. 5 %（現行：5 %）にするもの。

■施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

議案第 4 号

専決処分（白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて（保険年金課）

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和 4 年 3 月 3 1 日に公布、同年 4 月 1 日に施行されることに伴い、白井市国民健康保険税条例の一部を緊急に改正する必要性が生じ、同年 3 月 3 1 日に専決処分したため、その承認を求めるもの。

■主な改正内容

- 基礎課税額の賦課限度額を 6 3 万円から 6 5 万円に、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を 1 9 万円から 2 0 万円にそれぞれ改めるもの。
- 減額措置を適用した後の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を上記と同様に改めるもの。

■施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

議案第5号

白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（建築宅地課/財政課）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、新たに手数料を徴収するため、条例の一部を改正するもの。

■主な内容

良質な既存住宅を長期優良住宅として認定するための長期優良住宅維持保全計画を認定する制度が創設されたことから、これに対応する手数料の規定を整備するもの。

手数料の額については、市と同様に条例の改正を行う千葉県が定める額と同額とするもの。

■施行期日

令和4年10月1日

議案第6号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずるため、条例の一部を改正するもの。

■主な内容

- 育児休業及び部分休業をすることができる者の要件のうち、「任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である」という在職期間に関する要件を削除するもの。
- 職員から妊娠・出産等についての申出があった場合における任命権者が講じなければならない措置等について新たに規定するもの。
- 育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするための任命権者の責務を新たに規定するもの。

■施行期日

公布の日

議案第7号

契約の変更について（教育総務課）

七次台中学校校舎改修工事に係る契約を変更したいので、議会の議決を求めるもの。

■変更の理由

国の公共工事設計労務単価が令和4年3月から上昇し、3月1日以降に契約を締結した工事のうち旧労務単価を適用しているものについては請負代金額の変更を協議することができる特例措置が設けられたことにより、市においても、国からの通知により国と同様の特例措置を講じることとし、本工事の受注者に通知したところ、受注者から協議の請求があったため、契約書約款に基づく変更協議を経て契約を変更するもの。

■変更の内容

契約金額

当初契約金額	614,900,000円
変更契約金額	619,205,645円
変更による増額	4,305,645円

議案第8号

令和4年度白井市一般会計補正予算（第2号）について（財政課）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,438万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206億1,423万4千円とするもの。

■主な補正内容

歳入歳出予算

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯等に対し、国の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分及びひとり親世帯分）給付事業を市が実施するため、給付費（事業費）及び事務費を計上するもの。

議案第9号

令和4年度白井市一般会計補正予算（第3号）について（財政課）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,407万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209億2,831万1千円とするもの。

■主な補正内容

（1）歳入歳出予算

- 国が推進している自治体オンライン手続推進事業に対応し、ネットワークの構築及び現行システムの改修を行うため、所要額を計上するもの。
- 平成25年6月からの9年間、国の勧告によりHPVワクチンの積極的勧奨を差控えていたことから、その期間に予防接種の機会を逃した方が、新たに対象者として追加されたため、また、その期間に自費で接種をした方の接種費用を市が負担するため、所要額を計上するもの。
- 新型コロナウイルスワクチンの4回目のワクチン接種に係る必要経費の不足額を計上するもの。
- 国の地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、自宅療養者の同居家族等に対し、自分で検査できる抗原定性検査キットを配布するための所要額を計上するもの。
- 令和3年度から実施している橋梁修繕工事の設計変更に伴い工事費が不足するため所要額を計上するとともに、今年度実施予定の橋梁修繕工事の設計を精査したところ工事費が不足するため所要額を計上するもの。

（2）地方債

- 地方債の対象となる経費の増加に伴い、道路橋梁整備事業の借入限度額を増額するもの。
- 地方債の借入れ内容を変更したことに伴い、消防団車両整備事業の借入限度額を増額するもの。